

横浜観光プロモーション認定事業支援要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人横浜観光コンベンション・ビューロー（以下「財団」という。）が認定した事業（以下「認定事業」という。）への支援を行うことにより、横浜の集客力を高め、国際観光・コンベンション都市としての横浜のブランド力を向上させることを目的とする。

(支援の内容)

第2条 認定事業に対する支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 財団による広報等支援
- (2) 財団の賛助会員による事業参加の促進
- (3) 助成金の支給

なお、支給にあたっては100万円を上限とし、かつ総事業費の3分の2以内の額とする。

(支援の対象)

第3条 支援の対象は、次の各号に定める要件を満たした事業とする。

(1) 事業実施期間

当該年度内に事業報告及び収支決算報告を行うことができる事業であること

(2) 事業主旨・内容（次のいずれかに該当する事業であること）

- ア 横浜市への誘客や滞在を促進する事業
- イ 横浜市の観光の魅力を発信する事業
- ウ 観光資源の発掘及び魅力向上など地域の特性を活かした事業
- エ 観光の仕組づくりやムーブメントづくりのための事業
- オ 第5条に規定する事業認定審査会の審査において特に必要と認められた事業

(3) 対象外事業

前項(1)(2)の条件を満たす事業であっても、次に該当する事業は対象外とする。

- ア 国または地方公共団体が主催する事業
- イ 宗教及び政治的活動を目的とする事業
- ウ 公序良俗に反する事業

(事業認定申請)

第4条 支援を受けようとする事業者は、次に定める書類を理事長が定める期日までに、指定された方法により提出しなければならない。

- (1) 横浜観光プロモーション認定事業 申請書（第1号様式）
- (2) 横浜観光プロモーション認定事業 企画書（第2号様式）
- (3) 横浜観光プロモーション認定事業 事業収支予算書（第3号様式）
- (4) 企画書を補完する書類
- (5) その他、理事長が必要と認める場合は、財務諸表等その他の書類の提出を求めることができる。

2 事業者は、申請を行った後に、当該事業が第3条の各号に定める基準を満たすことができなくなった等、事情の変更が生じた場合には速やかに財団に連絡し、その指示に従わなければならない。

(審査会による審査)

第5条 理事長は、申請があった事業について、支援対象としての適格性の審査を行うために、「横浜観光プロモーション認定事業審査会」（以下「審査会」という。）を設置し、認定の可否を決定するものとする。

2 前項に規定する審査会の運営及び審査基準等に関し必要な事項は別に定める。

(審査結果の通知)

第6条 理事長は、審査会の審査結果報告を受けた後、速やかに「横浜観光プロモーション認定事業 事業認定審査結果通知書」(第4号様式)により、申請事業者に審査結果を通知するものとする。

2 理事長は、前項に規定する決定通知にあたっては、事業支援の停止条件その他必要な事項を付して行うものとする。

(支援決定の取消し等)

第7条 理事長は、前条に定める決定通知を行った後に、当該事業について次の事情が生じた場合は、当該決定の全部若しくは一部の取消し又は当該決定を変更することができるものとする。

- (1) 第3条の各号に定める基準を満たさなくなったなどの事情の変更が生じた場合
- (2) この要綱に定める事項に違反したことが判明した場合
- (3) 申請事項等に虚偽の記載があったことが判明した場合
- (4) 横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号)第2条2号に規定する暴力団、同条第3号に定める暴力団員、同条第4号に定める暴力団員等、同条第5号に定める暴力団経営支配法人等又は条例第7条にいう暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき
- (5) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき
- (6) 第6条に規定する事業認定の通知を受けた事業者(以下「認定事業者」という。)から支援を辞退する旨の申し出があった場合

2 前項に規定する支援決定の取消し等については、審査会での協議に基づき行うものとする。

(事業報告書等の提出)

第8条 認定事業者は、事業が完了した日から起算して30日以内に、次に定める書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 横浜観光プロモーション認定事業 報告書(第5号様式)
- (2) 横浜観光プロモーション認定事業 事業収支決算書(第6号様式)
- (3) その他、理事長が必要と認める書類

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は理事長が定める。

附則

(施行期日)

この規則は、制定の日から施行し、平成23年11月1日から適用する。

(施行期日)

この規則は、制定の日から施行し、平成26年1月20日から適用する。

(施行期日)

この規則は、制定の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(施行期日)

この規則は、制定の日から施行し、平成28年2月1日から適用する。